

見積の提出を求める公示

分任支出負担行為担当官
システム開発評価・危機管理センター所長
加藤 浩介

次のとおり、オープンカウンター方式による見積もり合わせに付しますので、見積書の提出を募集します。

1. 契約件名 ユースケース駆動開発実践ガイド1冊外1点の購入
2. 履行期間 契約締結日から令和8年10月30日まで
3. 履行場所 システム開発評価・危機管理センター
4. 調達内容 仕様書のとおり
5. 見積合わせに参加するために必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 見積書の提出期限から見積もり合わせ実施日までの間に、航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
なお、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）に有していない者であっては、見積書の提出期限から見積合わせ実施日時までの間に、航空局長が指名停止期間として措置を講じる原因となった不正又は不誠実等の事案に関与した者で無いこと（関与した入札案件の入札事業者が指名停止期間中でないこと。）。
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
6. 資格適合・無効
見積書（別記様式2）を提出する場合は誓約書（別記様式3）の提出をもって5.（1）～（4）の資格に適合していることを誓約したものとみなす。見積合わせ実施日において、5. 見積合わせに参加するために必要な資格に適合していない者が提出した見積書は無効とする。なお、見積書の提出期限までに5. 見積合わせに参加するために必要な資格に適合していない者であっても見積書を提出することは出来るが、見積合わせ実施日までに適合していることを確認できない場合は、提出した見積書は無効とする。
7. 見積書の提出期限等
 - 持参の場合 令和8年9月4日10時00分
 - 郵送の場合 令和8年9月3日17時00分
 - 提出場所 システム開発評価・危機管理センター庶務係持参、郵便及び許可された民間事業者による信書の送達による見積を認める。但し提出期限日に必着であること。提出期限日に提出されない見積書は再配達を要した等のいかなる理由であっても無効とする。
8. 見積合わせ実施場所・日時
システム開発評価・危機管理センター 令和8年9月4日10時00分
9. 見積内訳書の要否 要
10. 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。
11. 契約書（又は請書）作成の要否 要
12. その他
 - ・ 見積書合わせ実施日に5.（1）～（4）に適合しない者の見積書は無効とする。
 - ・ 本件参加にあたっては、別途配布する仕様書等を必ず入手し、「航空局オープンカウンター方式実施要領」を熟読すること。

なお、仕様書の入手が確認できない者からの見積書は無効とする。

- ・見積書を郵送で提出する場合、封筒に「件名」及び「見積書在中」と記載すること。

13. 仕様書、見積書（別記様式2）、誓約書（別記様式3）の入手先及び契約条件及び納入品に関する問い合わせ先

システム開発評価・危機管理センター庶務係

TEL：06-4865-9036